

告 示 案

○国土交通省告示第九号
 河川法（昭和十九年四月十日法律第六十七号）第四條第一項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、昭和三十九年四月十日建設省令第七号）第一條の三の規定に基づき、公示する。
 国土交通大臣 冬柴 鐵三

表一 淀川水系

指 定	変 更		区 分	名 称	上 流 端	下 流 端
	新	旧				
下 荒 谷 川	部 子 川 （ 稗 田 川 を 含 む ）	部 子 川	生 来 川	生 来 川	滋 賀 県 高 島 郡 マ キ ノ 町 大 字 森 西 字 未 定 四 百 四 十 番 地 先 の 上 流 端 を 示 す 標 柱	琵琶湖への流入点
右 岸 同 町 下 荒 谷 五 十 八 字 三 番 地 先	右 岸 同 町 大 本 七 十 八 字 三 番 地 先	左 岸 福 井 県 今 立 郡 池 田 町 大 本 七 十 九 字 二	高 島 市 マ キ ノ 町 寺 久 保 字 高 サ 二 百 五 十 七 番 地 先	滋 賀 県 高 島 郡 マ キ ノ 町 大 字 寺 久 保 字 高 サ 二	百瀬川への合流点	百瀬川への合流点

表二 九頭竜川水系

指 定	変 更		区 分	名 称	上 流 端	下 流 端
	新	旧				
下 荒 谷 川	部 子 川 （ 稗 田 川 を 含 む ）	部 子 川	生 来 川	生 来 川	滋 賀 県 高 島 郡 マ キ ノ 町 大 字 森 西 字 未 定 四 百 四 十 番 地 先 の 上 流 端 を 示 す 標 柱	琵琶湖への流入点
右 岸 同 町 下 荒 谷 五 十 八 字 三 番 地 先	右 岸 同 町 大 本 七 十 八 字 三 番 地 先	左 岸 福 井 県 今 立 郡 池 田 町 大 本 七 十 九 字 二	高 島 市 マ キ ノ 町 寺 久 保 字 高 サ 二 百 五 十 七 番 地 先	滋 賀 県 高 島 郡 マ キ ノ 町 大 字 寺 久 保 字 高 サ 二	百瀬川への合流点	百瀬川への合流点

表三 斐伊川水系

変更		廃止	指定	指定	区分	
新	旧				名称	上流端
新悪水川	新悪水川	船川放水路	雲洲平田船川	苅藻谷川放水路	雲洲平田船川からの分派点	平田船川への合流点
湯谷川への合流点	湯谷川への合流点	平田船川からの分派点	平田船川からの分派点	平田船川からの分派点	平田船川からの分派点	平田船川への合流点

変更		指定	指定	区分		
新	旧			名称	上流端	下流端
水海川	水海川	籠掛川	金見谷川	右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	左岸 右岸 福井県今立郡池田町大字水海字藁脇 同町大字上小郎百三十八番地先	足羽川への合流点
右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	右岸 左岸 同町水海百七十二番地先	足羽川への合流点
足羽川への合流点	足羽川への合流点	部子川への合流点	部子川への合流点	部子川への合流点	部子川への合流点	部子川への合流点

表四 江の川水系

指 定	区 分	名 称		
		上 流 端	区 間	下 流 端
小谷川放水路		小谷川からの分派点		江の川への合流点

表五 仁淀川水系

指 定	区 分	名 称		
		上 流 端	区 間	下 流 端
新宇治川放水路		宇治川からの分派点		仁淀川への合流点

表六 六角川水系

廃 止	区 分	名 称		
		上 流 端	区 間	下 流 端
茂手川		六角川からの分派点		六角川への合流点

備考

一 (一) 区分欄中「指定」は、新たに一級河川として指定する河川を示す。
 (二) 区分欄中「変更」及び「新」の項に掲げるとおる変更
 (三) 更なること、及び「新」の項に掲げるとおる変更
 (四) 区分欄中「廃止」は、平成十九年 月 日現在の
 (五) 区分欄中「新」の項に掲げるとおる変更